

平成30年3月8日

平成30年千葉市教育委員会会議第1回臨時会

千葉市教育委員会

千葉市教育委員会会議第1回臨時会議事日程

平成29年3月8日(木)
午後2時開会

- 1 開 会
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 会期の決定
- 4 会議録の承認
- 5 議事日程の決定
- 6 非公開審議の決定
- 7 報告事項
 - (1) 陳情について 1
[教育指導課]
- 8 臨時代理報告
報告第2号 千葉県・千葉市教員等育成指標の策定について
..... 3
[教育指導課]
- 9 議決事項
議案第7号 教職員の人事について
[教育職員課]
- 11 閉 会

報告事項 (1)

陳情について

- 1 件名 陳情第1号 2018年2月23日付け「陳情書」
- 2 陳情者 
- 3 要旨
卒業式・入学式に「日の丸・君が代」を強制しないで、子どもが主人公となる式とするため、次の点をお願いしたい。
(1) 卒業式・入学式は、子どもを主人公にした行事にすること。
(2) 子どもと教職員の内心の自由を保障し、「日の丸・君が代」の強制をしないこと。起立斉唱しない教職員や子どもを不当に処分することはしないこと。
(3) 式当日、学校側の「強制するものではありません」の一言を保障すること。
- 4 採択結果 不採択
- 5 採択年月日 平成30年3月2日
- 6 理由
児童生徒には、文部科学省が示す学習指導要領に則った教育活動を実施する必要があるため。

《参考：小学校学習指導要領 第6章「特別活動」第3の3 卒業式・入学式の意義》
「入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国家を斉唱するよう指導するものとする。」

2018年2月23日

卒業式・入学式に「日の丸・君が代」を強制しないで
子どもが主人公となる式にしてください

は、女性の要求実現と子どもの幸せ、平和と暮らしの向上めざし、全国で運動している国連NGOの女性団体です。

卒業式・入学式は子どもの成長を喜びあう大切な行事であり、巣立ちにふさわしい、子どもが主人公の式となるよう願っています。

安倍政権は、2016年3月、「教育勅語」を授業の教材として認める閣議決定をしました。戦前の軍国教育の中心であった教育勅語は、「戦争になれば、天皇や国家のために命を差し出せ」と子どもを戦争に駆り立てたものです。また幼児から国旗・国歌に親しむことや「銃剣道」を追加した新学習指導要領は、国が定める「愛国心」を強調する道徳の教科化をおし進めようとしています。小学校低学年の道徳教科書に「国歌が流れたら、みんなでいっしょに歌います」と、国歌斉唱を強要するような記述があります。このままではみんなに「歌います」ということだけを教え込むこととなります。

1999年に成立した国旗・国歌法は、日の丸を国旗とし（第1条）、君が代を国歌とすること（第2条）のみが書かれているだけで国民がそれを尊重しなければならないという規定は一切ありません。政府自身、法制定時に「強制を伴うものではない」「『内心の自由』は保障される」と憲法19条が保障した思想・良心の自由を侵害するものではないと国会答弁しています。

「道徳の教科化」で国による特定の価値観を押し付け、「国旗・国歌を尊重するのは当然」「国のために自己犠牲をいとわない」という国民を育て、「戦争する国」の人づくりに「日の丸・君が代」が利用されることがないように、一人ひとりの内心の自由は保障されるべきです。

は「日の丸・君が代」について国民の間にさまざまな意見があることから、「強制しないでください」と、子どもが通う学校や教育委員会に申し入れを続けてきました。子どもの成長発達を願う学校現場に、首長や行政による教育への介入・強制はふさわしくありません。卒業式・入学式での「日の丸・君が代」について、慎重なご配慮をいただきますよう、次の点を重ねてお願い申し上げます。

記



- 1、卒業式・入学式は、子どもを主人公にした行事にしてください。
- 1、子どもと教職員の内心の自由を保障し、「日の丸・君が代」の強制をしないでください。起立斉唱しない教職員や子どもを、不当に処分することはしないでください。
- 1、式当日、学校側の「強制するものではありません」の一言を保障してください。

報告第2号

千葉県・千葉市教員等育成指標の策定について

千葉県・千葉市教員等育成指標の策定について、次のとおり臨時代理により処理したので報告する。

平成30年3月8日提出

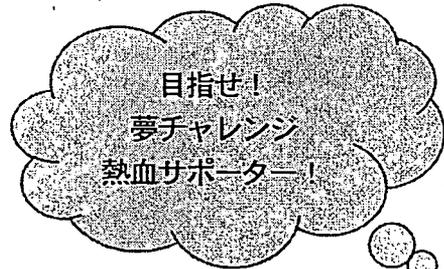
千葉市教育委員会教育長 磯野和美

【千葉県・千葉市教員等育成指標】

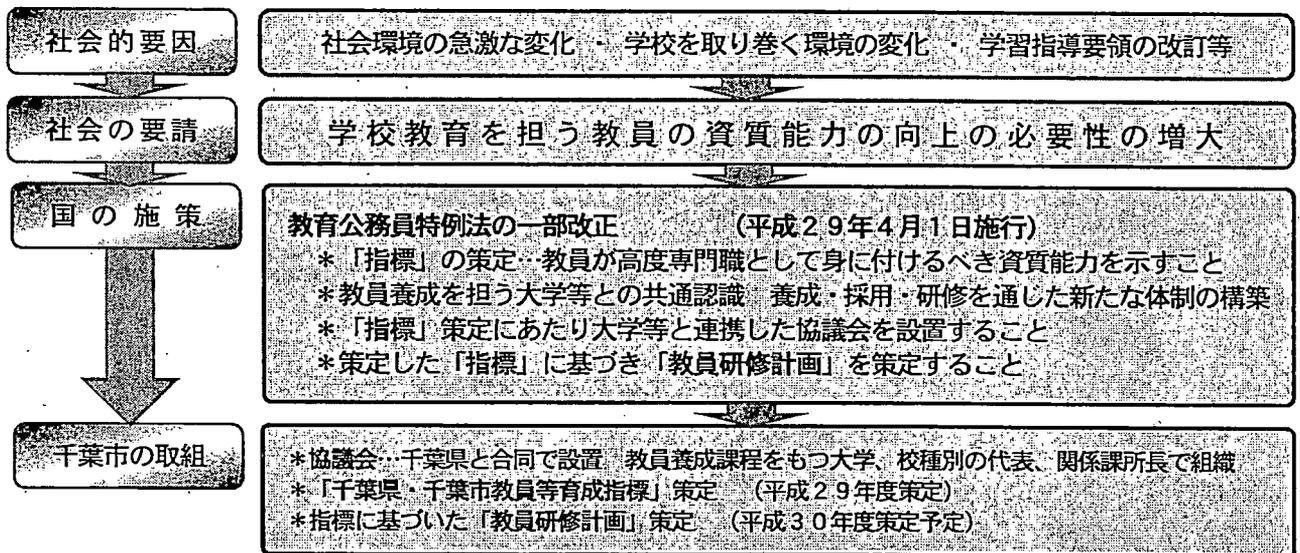
～信頼される質の高い教員の育成を目指して～

平成28年11月、教育公務員特例法の一部改正がなされ、任命権者は公立学校の教員等の資質の向上に関する指標を定めることが明記されました。同法の一部改正は平成29年4月に施行されたところです。

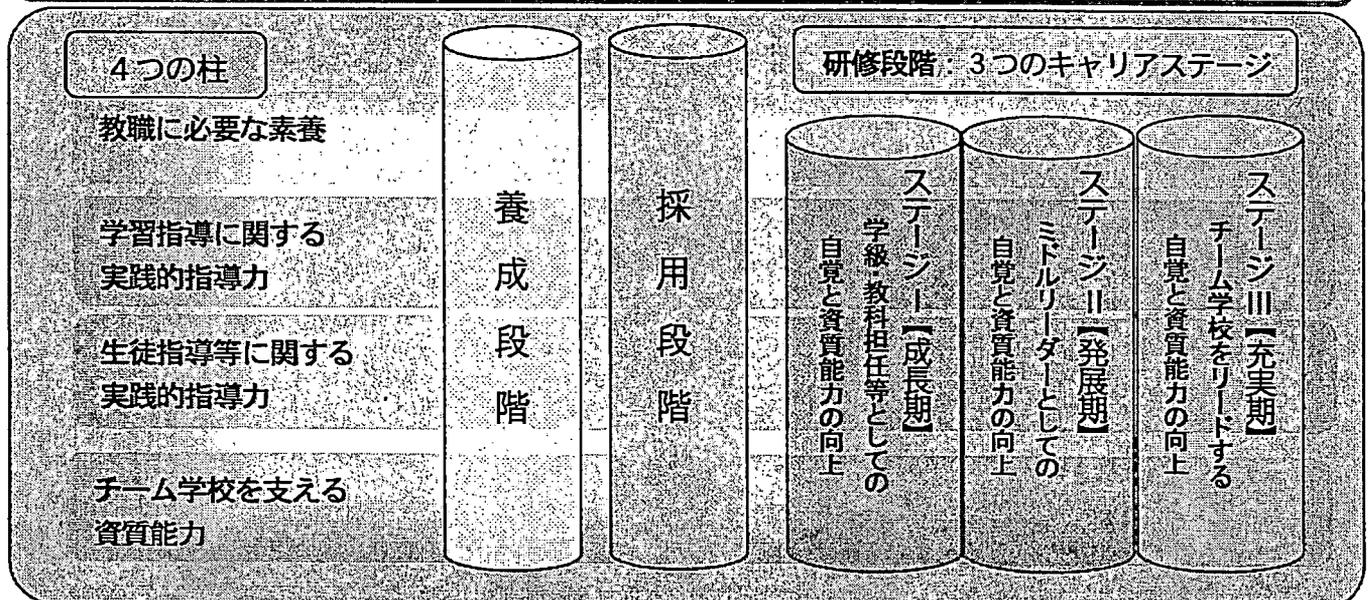
市教育委員会では、この改正の趣旨にのっとり、自ら学び続ける、信頼される質の高い教員の育成を目指して、千葉県教育委員会と共同して「千葉県・千葉市教員等育成指標」を策定しました。



指標策定の背景・経緯



千葉県・千葉市教員等育成指標を構成する4つの柱と「養成・採用・研修」各段階との関連図



千葉市教育委員会

千葉県・千葉市教員等育成指標

目標 信頼される質の高い教員の育成を目指して

「千葉県の教育の振興に関する大綱」「千葉市の教育に関する大綱」及び
第2期千葉県教育振興基本計画「新 みんなで取り組む『教育立県ちば』プラン」より

四つの柱	構成要素	養成段階	千葉県・千葉市が求める教員像	ステージⅠ 【成長期】 (学級経営、担当教科指導等) 学級・教科担任等としての 自覚と資質能力の向上	ステージⅡ 【発展期】 (学年経営、校務分掌主任等の ミドルリーダー) ミドルリーダーとしての 自覚と資質能力の向上	ステージⅢ 【充実期】 (学校運営等、職員全体へ 指導・助言) チーム学校をリードする 自覚と資質能力の向上
				教職に必要な素養	<ul style="list-style-type: none"> ○使命感 ○責任感 ○教育的愛情 ○高い倫理観 ○服務規律の遵守 	<ul style="list-style-type: none"> ○教職の意義 ○教員の役割 ○教職への意欲 ○課せられる義務等
学習指導に関する実践的指導力	<ul style="list-style-type: none"> ○社会性 ○コミュニケーション能力 	<ul style="list-style-type: none"> ○教員としての広い視野や授業等を身に付けるとともに、学び続ける意欲やコミュニケーション能力を育む。 	<p>教科等に関する専門性を生かした授業を展開し、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善に努めている。</p>	<p>地域や幼児児童生徒の実態を把握し、問題解決的な学習過程を展開するとともに、単元など内容や時間のまとまりの中で、習得・活用・探究のバランスを工夫し、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善に努めている。</p>	<p>特別な支援を必要とする幼児児童生徒についてその状況を把握し、家庭や他の教職員、関係機関等と連携しながら、個別に学習上の支援の工夫を行っている。</p>	
生徒指導等に関する実践的指導力	<ul style="list-style-type: none"> ○教職に関する教養 	<ul style="list-style-type: none"> ○教育の理念、歴史、思想や社会的、制度的、経済的事項等についての基礎的知識(選択) 	<p>○人間性豊かで、教育愛と使命感に満ちた教員</p>	<p>教科等に関する専門性を生かした授業を展開し、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善に努めている。</p>	<p>特別な支援を必要とする幼児児童生徒についてその状況を把握し、家庭や他の教職員、関係機関等と連携しながら、個別に学習上の支援の工夫を行っている。</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> ○教科等についての専門性 	<ul style="list-style-type: none"> ○学習指導要領、幼稚園教育要領に示された教科領域の目標・ねらい・内容 	<p>○高い倫理観をもち、心身ともに健康で、明朗、快活な教員</p>	<p>地域や幼児児童生徒の実態を把握し、問題解決的な学習過程を展開するとともに、単元など内容や時間のまとまりの中で、習得・活用・探究のバランスを工夫し、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善に努めている。</p>	<p>特別な支援を必要とする幼児児童生徒についてその状況を把握し、家庭や他の教職員、関係機関等と連携しながら、個別に学習上の支援の工夫を行っている。</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> ○授業実践 ○指導技術 	<ul style="list-style-type: none"> ○基礎的な学習指導理論 ○発達・学びの過程 ○指導技術 ○具体的授業設計・保育を構想する方法 	<p>○幅広い教養と学習指導の専門性を身に付けた教員</p>	<p>特別な支援を必要とする幼児児童生徒の心身の発達の特徴や現在の状況等を理解するとともに、幼児等との信頼関係を構築し、学級経営をはじめ、集団の掌握・適切な指導を行っている。</p>	<p>特別な支援を必要とする幼児児童生徒についてその状況を把握し、家庭や他の教職員、関係機関等と連携しながら、個別に学習上の支援の工夫を行っている。</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> ○特別な支援を必要とする幼児児童生徒への学習上の支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○特別な支援を必要とする幼児児童生徒に対する学習上の困難の把握と支援の方法 	<p>○幼児児童生徒の成長と発達を理解し、悩みや思いを受け止め、支援できる教員</p>	<p>幼児児童生徒一人一人の課題の解決に向け、個々の悩みや思いを共感的に受け止め、園・学校生活への適応や人格の成長への援助を図っている。</p>	<p>特別な支援を必要とする幼児児童生徒の個々の状況を理解するとともに、家庭や他の教職員、関係機関等と連携しながら、その状況に応じた生活上の支援を行っている。</p>	
チーム学校を支える資質能力	<ul style="list-style-type: none"> ○幼児児童生徒理解 ○信頼関係の構築 ○生徒指導 	<ul style="list-style-type: none"> ○幼児児童生徒の心身の発達の特徴・特性 ○生徒指導の意義・原理・進め方 	<p>○組織の一員としての責任感と協調性をもち、互いに高め合う教員</p>	<p>特別な支援を必要とする幼児児童生徒の個々の状況を理解するとともに、家庭や他の教職員、関係機関等と連携しながら、その状況に応じた生活上の支援を行っている。</p>	<p>人権教育の理念のもと、いじめ、不登校、情報モラル等生徒指導上の課題に対し、家庭、他の教職員、関係機関等との連携を図りながら、幼児児童生徒に対し適切な指導を行っている。</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> ○教育相談 ○個別指導 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校における教育相談の意義・理論 ○教育相談を進める際に必要な基礎的知識 	<p>○進路指導とキャリア教育の意義・理論、指導の在り方等</p>	<p>幼児児童生徒の自己実現の視点に立った授業展開、体験活動、ガイダンスとカウンセリングの充実を努めている。</p>	<p>人権教育の理念のもと、いじめ、不登校、情報モラル等生徒指導上の課題に対し、家庭、他の教職員、関係機関等との連携を図りながら、幼児児童生徒に対し適切な指導を行っている。</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> ○特別な支援を必要とする幼児児童生徒の理解 ○生活上の支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○特別な支援を必要とする幼児児童生徒の特性・心身の発達 ○生活上の困難の把握と支援の方法 	<p>○各学校で編成される教育課程の意義・編成の方法</p>	<p>各学校で編成される教育課程を確実に実施するとともに、カリキュラム・マネジメントの視点から常に見直し、学校の実態に応じた教育課程に改善しようとしている。また、特別な支援を必要とする幼児児童生徒の教育課程の編成について適切な対応に努めている。</p>	<p>人権教育の理念のもと、いじめ、不登校、情報モラル等生徒指導上の課題に対し、家庭、他の教職員、関係機関等との連携を図りながら、幼児児童生徒に対し適切な指導を行っている。</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> ○人権教育の推進 ○問題行動等への対応 	<ul style="list-style-type: none"> ○人権教育の理念 ○理念に基づく、いじめ等の問題行動に対する適切な対応の在り方 	<p>○校務分掌</p>	<p>組織の一員として学校運営を支える力となり、自分の役割を責任をもって、積極的に果たしている。</p>	<p>人権教育の理念のもと、いじめ、不登校、情報モラル等生徒指導上の課題に対し、家庭、他の教職員、関係機関等との連携を図りながら、幼児児童生徒に対し適切な指導を行っている。</p>	
チーム学校を支える資質能力	<ul style="list-style-type: none"> ○進路指導 ○キャリア教育 	<ul style="list-style-type: none"> ○進路指導とキャリア教育の意義・理論、指導の在り方等 	<p>○家庭や地域社会、関係機関との連携・調整</p>	<p>家庭や地域社会、関係機関との連携・協働に努め、地域とともに歩む学校づくりに取り組んでいる。</p>	<p>家庭や地域社会、関係機関との連携・協働に努め、地域とともに歩む学校づくりに取り組んでいる。</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> ○教育課程の管理・運用 	<ul style="list-style-type: none"> ○各学校で編成される教育課程の意義・編成の方法 ○各学校の実情に合わせてカリキュラム・マネジメントを行うことの意味 	<p>○研修(研究)体制</p>	<p>研修(研究)における成果と課題を把握し、教員としての資質能力の向上を図るために必要な研究と修業に努めるとともに、校内研修体制づくりに取り組んでいる。</p>	<p>家庭や地域社会、関係機関との連携・協働に努め、地域とともに歩む学校づくりに取り組んでいる。</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> ○校務分掌 ○他の教職員との連携・調整 	<ul style="list-style-type: none"> ○指導以外の役割を含めた教員の職務の全体像 				

教員等が身に付けるべき資質能力の4つの柱

教職に必要な素養とは？

教職に就く者として必要な使命感・教育への情熱・倫理観のほか、幼児児童生徒及び地域との関わりを大切にすなかで、社会性やコミュニケーション能力が求められています。また、学校を取り巻く環境の変化に対応するため、広い視野や学び続ける意欲も必要となります。

学習指導に関する実践的指導力とは？

教科等に関する専門性をもつとともに、幼児児童生徒の実態に合った授業を展開する指導力、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に取り組む能力が求められています。また、特別な支援を必要とする幼児児童生徒について、その状況を把握し、家庭や関係機関と連携して学習上の支援ができることが必要となります。

生徒指導等に関する実践的指導力とは？

幼児児童生徒の心身の発達の特徴、特別な支援を必要とする幼児等も含めた個々の状況を把握、理解するとともに、信頼関係を構築し、学級経営、個別の指導等を適切に行う力が求められています。また、生徒指導上の課題等に対しては、家庭・地域・関係機関等との連携を図り、共感的に対応する力が必要となります。

チーム学校を支える資質能力とは？

学校教育目標の実現に向け、教育課程を確実に実施するとともに、組織の一員として学校運営を支える力となり、自分の役割を果たそうとする姿勢が必要となります。また、校内研修体制づくりや地域とともに歩む学校づくりにそれぞれの立場から積極的に取り組む力が求められています。

自ら学び続ける教員等として、キャリアステージ3段階で目指すもの

ステージⅠ【成長期】 (学級経営、担当教科指導等)	【学級・教科担任等としての自覚と資質能力の向上】 ○組織の中で、学級・教科担任としての自分の職務を理解し実践できるようにするとともに、担当分掌についても組織の一員として職務を遂行できる力量をもつことが期待されます。
ステージⅡ【発展期】 (学年経営、校務分掌主任等のミドルリーダー)	【ミドルリーダーとしての自覚と資質能力の向上】 ○学級・教科担任としての職務について常に資質能力の向上に努めることが必要です。 ○学校教育目標の実現を目指して、学年主任や校務分掌主任等ミドルリーダーとしての自覚をもち、連絡・調整、後輩への指導・助言等、その役割を果たすことが期待されます。
ステージⅢ【充実期】 (学校運営等、職員全体へ指導・助言)	【チーム学校をリードする自覚と資質能力の向上】 ○学級・教科担任としての職務について経験を生かしながら、新たな教育課題に率先して取り組むなどして、常に資質能力の向上に努めることが必要です。 ○学校全体が協働して校務を遂行する上で、チーム学校をリードする自覚をもち、企画立案、同僚への指導・助言等、その役割を果たすことが期待されます。

~~~~~

報 告 説 明

千葉県・千葉市教員等育成指標の策定について、千葉市教育委員会組織規則第9条第1項の規定に基づき、臨時代理により処理したので、同条第2項の規定に基づき報告するものであります。

平成30年3月8日

平成30年千葉市教育委員会会議第1回臨時会

[参考資料]

報告第2号関係 ..... 1

# 千葉県・千葉市教員等育成指標の策定について

(教育公務員特例法等の一部を改正する法律への対応)

学校教育部教育指導課

## 1 指標策定の経緯

教育公務員特例法等一部を改正する法律が一部を除いて、平成29年4月1日から施行されました。その中で、「教員等の任命権者は、教育委員会と関係大学等とで構成する協議会を組織し、指標に関する協議等を行い、指針を参酌しつつ、校長及び教員の職責、経験及び適正に応じて、その資質の向上を図るための必要な指標を定めるとともに、指標を踏まえた教員研修計画を定めるものとする。」とあります。

昨年4月、千葉市でも千葉県と合同で「千葉県・千葉市教員等育成協議会」を組織し、「千葉県・千葉市教員等育成指標（以下指標）」を策定することとしました。この指標は、養成・採用段階から教員等が身に付けるべき資質について明確化するとともに、更なる向上を図る手がかりとなるものであり、効果的・継続的な学びへの意欲を喚起する体系的なものとしします。

## 2 指標策定の流れ

- ・千葉県・千葉市教員等育成協議会（平成29年5月22日・8月30日・平成30年1月11日）にて指標策定
- ・パブリックコメント（平成30年1月18日～2月7日）
- ・千葉県教育委員会会議（平成30年2月14日）で指標について議題提起。知事出席。
- ・千葉県教育委員会会議（平成30年3月7日）で指標の承認・決定。記者会見。
- ・千葉市報道発表（平成30年3月7日）
- ・千葉市教育委員会会議（平成30年3月8日）で報告。
- ・教職員に周知（平成30年3月中旬～）

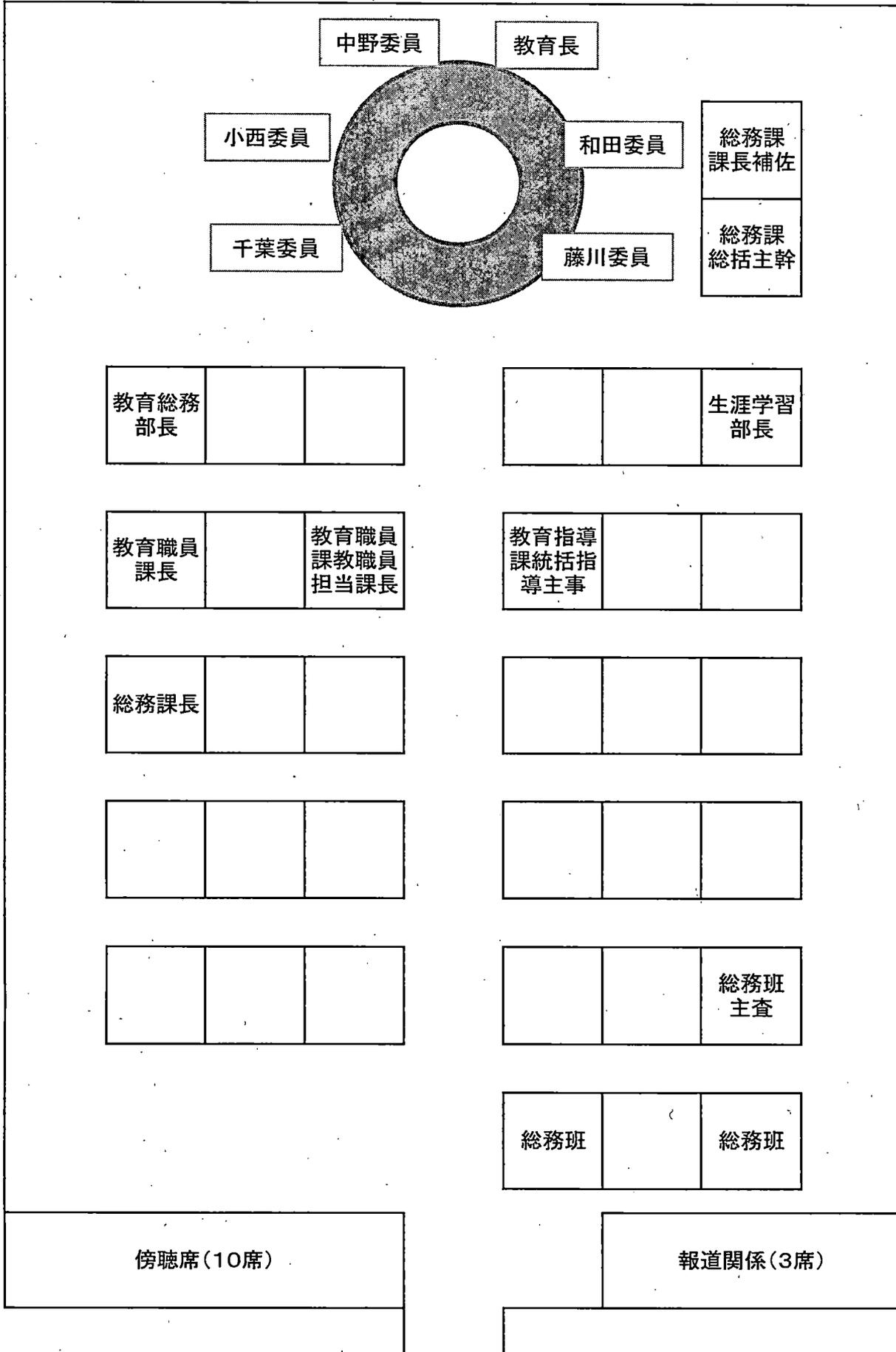
## 3 千葉市研修体系等見直しスケジュール

今後、「千葉県・千葉市教員等育成協議会」で協議した「指標」や「教員等の資質の向上に関する必要な事項」を踏まえた、千葉市の「教員研修計画」等の見直しを行います。

|      | 平成29年度 |       |                                                 | 平成30年度 |       |       | 平成31年度                                                |       |       | 平成32年度        |       |       |
|------|--------|-------|-------------------------------------------------|--------|-------|-------|-------------------------------------------------------|-------|-------|---------------|-------|-------|
|      | 4～7月   | 8～11月 | 12～3月                                           | 4～7月   | 8～11月 | 12～3月 | 4～7月                                                  | 8～11月 | 12～3月 | 4～7月          | 8～11月 | 12～3月 |
| 指標策定 |        |       | 策定完了                                            |        |       |       |                                                       |       |       |               |       |       |
| 研修体系 |        |       | 策定                                              | 策定完了   |       |       |                                                       |       |       |               |       |       |
|      |        |       | 新研修内容計画決定                                       |        |       |       |                                                       |       |       |               |       |       |
| 研修内容 |        |       | ・旧体系による研修実施<br>・平成31年度分研修内容計画作成<br>※基本は旧体系一部新体系 |        |       |       | 【旧体系から新体系への移行】<br>・旧体系と新体系による研修実施<br>・平成32年度分研修内容計画作成 |       |       | 新体系による研修の全面実施 |       |       |

教育委員会会議第1回臨時会座席表

3月8日



|        |  |  |
|--------|--|--|
| 教育総務部長 |  |  |
|--------|--|--|

|  |  |        |
|--|--|--------|
|  |  | 生涯学習部長 |
|--|--|--------|

|        |  |              |
|--------|--|--------------|
| 教育職員課長 |  | 教育職員課教職員担当課長 |
|--------|--|--------------|

|             |  |  |
|-------------|--|--|
| 教育指導課統括指導主事 |  |  |
|-------------|--|--|

|      |  |  |
|------|--|--|
| 総務課長 |  |  |
|------|--|--|

|  |  |  |
|--|--|--|
|  |  |  |
|--|--|--|

|  |  |  |
|--|--|--|
|  |  |  |
|--|--|--|

|  |  |  |
|--|--|--|
|  |  |  |
|--|--|--|

|  |  |  |
|--|--|--|
|  |  |  |
|--|--|--|

|  |  |       |
|--|--|-------|
|  |  | 総務班主査 |
|--|--|-------|

|     |  |     |
|-----|--|-----|
| 総務班 |  | 総務班 |
|-----|--|-----|

|          |
|----------|
| 傍聴席(10席) |
|----------|

|          |
|----------|
| 報道関係(3席) |
|----------|